第三十九条の五第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「認定対外船舶運航事業者は」を「認定対外船舶運航事業者等は」に改め、同項第一号中「認定対外船舶運航事業者」を「認定対外船舶運航事業者等（第二項の規定により「認定対外船舶運航事業者」という。）に限る。）」に改め、同項第四号中「認定対外船舶運航事業者」を「認定対外船舶運航事業者等（第二項の規定による認定の申請に基づく第五項の認定にあつては、同項の認定を受けた対外船舶運航事業者に限る。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「認定対外船舶運航事業者」を「認定対外船舶運航事業者等」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　認定対外船舶運航事業者等は、第四項の規定による検査を受けた船舶について第七項の規定による認定証の書換えの申請（検査内容の変更に係るものに限る。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶に係る船員の安全衛生について国土交通大臣又は登録検査機関が行う検査（当該変更に係るものに限る。）を受けなければならない。

第三十九条の五第五項中「第三項」を「第五項」に、「受けた対外船舶運航事業者」を「受けた者」に、「認定対外船舶運航事業者」を「認定対外船舶運航事業者等」に改め、同項第二号中「第一項第一号」の下に「又は第二項第一号若しくは第二号」を加え、同項第三号中「第一項第二号」の下に「又は第二項第三号」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第四項の規定による検査を受けた船舶にあつては、検査内容

第三十九条の五第五項を同条第七項とし、同条第四項中「対外船舶運航事業者」を「者」に改め、「事項」の下に「（第四項の規定による検査を受けた船舶にあつては、当該検査をした事項の内容（以下「検査内容」という。）を含む。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項の規定による認定の申請に係るものである場合は、同項各号のいずれにも適合していること。

二　第二項の規定による認定の申請に係るものである場合は、同項各号のいずれにも適合していること。

三　前項の規定による検査を受けたものである場合は、当該検査の結果当該船舶が船員法第百条の六第三項第二号に掲げる要件（作業用具の整備に関する事項に係る部分に限る。第三十九条の七において同じ。）に適合していること。

第三十九条の五第三項を同条第五項とし、同条第二項中「対外船舶運航事業者は、前項」を「前二項」に、「ときは」を「者は」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶（総トン数五百トン以上の船舶に限る。）に係る船員の安全衛生（作業用具の整備に関する事項に係るものに限る。第九項において同じ。）について国土交通大臣又は登録検査機関（船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。以下同じ。）が行う検査を受けなければならない。

第三十九条の五第一項の次に次の一項を加える。

2　対外船舶運航事業者及び本邦船主（当該対外船舶運航事業者以外の日本の法令により設立された法人であつて、その子会社が所有する日本船舶以外の船舶を当該対外船舶運航事業者が運航するものをいう。以下この条において同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、当該船舶について、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができる。

一　当該本邦船主が、その子会社との間で、当該対外船舶運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従事させる必要があるときに、当該本邦船主の求めに応じて遅滞なく当該子会社が当該本邦船主に当該船舶を譲渡することを内容とする契約（当該契約が確実に履行されるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものに限る。）を締結しているものであること。

二　当該対外船舶運航事業者が、当該本邦船主との間で、当該対外船舶運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従事させる必要があるときに、当該対外船舶運航事業者の求めに応じて遅滞なく当該本邦船主が当該対外船舶運航事業者に譲渡又は貸渡しをすることを内容とする契約（当該契約が確実に履行されるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものに限る。）を締結しているものであること。

三　当該船舶の大きさその他の当該船舶に関する事項及び当該船舶の運航に従事する船員の確保に関する事項であつて、国土交通省令で定めるものが、当該船舶を命令航海に確実かつ速やかに従事させるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものであること。

四　当該本邦船主が第十二項の規定により第五項の認定を取り消され、当該取消しの日から五年を経過しない者（第十二項第三号に該当するものとして当該認定を取り消された者に限る。）に該当しないものであること。

第三十九条の六中「認定対外船舶運航事業者が前条第七項」を「認定対外船舶運航事業者等が前条第十項」に改め、「限る」の下に「。次条において同じ」を加える。

第三十九条の七第一項中「認定対外船舶運航事業者」を「認定対外船舶運航事業者等」に、「第三十九条の五第五項各号」を「第三十九条の五第七項各号」に改め、第五章中同条を第三十九条の九とし、第三十九条の六の次に次の二条を加える。

（船員法の特例）

第三十九条の七　認定対外船舶運航事業者等が第三十九条の五第十項の規定による届出をした場合において、国土交通大臣又は登録検査機関が、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶（同条第四項の規定による検査を受けたものに限る。）に係る認定証に記載された検査内容に変更がないことの確認を行つたときは、当該船舶は、国土交通大臣又は登録検査機関による船員法第百条の六第一項の規定による検査の結果、同条第三項第二号に掲げる要件に適合していると認められたものとみなす。

（勧告及び公表）

第三十九条の八　国土交通大臣は、認定本邦船主が正当な理由がなく第三十九条の五第二項第二号の契約を履行していないと認めるときは、当該認定本邦船主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたときは、その旨を公表することができる。

第五十条第二十一号及び第二十二号中「第三十九条の七第一項」を「第三十九条の九第一項」に改める。

第五十二条中「第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者

二　第三十九条の十八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八章を第九章とする。

第四十五条の三中「第三十九条の五第二項又は第六項の規定による測度の申請をしようとする対外船舶運航事業者」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第三十九条の五第三項又は第八項の規定による測度の申請をしようとする者

二　第三十九条の五第四項又は第九項の規定による検査（国土交通大臣が行うものに限る。）の申請をしようとする者